

公衆浴場法の権限移譲（平成28年4月1日現在）

◎移譲対象事務

名 称	内容・説明	根拠条文
①公衆浴場の経営許可	公衆浴場の設置場所や構造設備の基準等の適合状況を検査し、経営を許可すること。	公衆浴場法（以下、単に「法」という。）第2条第1項
②営業者の地位承継届出受理	相続、合併又は分割により営業を承継した営業者の地位承継届を受理すること。	法第2条の2第2項
③伝染性疾病療養のための公衆浴場入浴許可	温泉、薬湯等が利用される療養用の公衆浴場において伝染性疾病にかかっている者の入浴を許可すること。	法第4条ただし書、公衆浴場法施行規則（以下、単に「規則」という。）第5条
④営業者からの報告徴収、立入検査等	営業関係者から報告を求めること。 自治体職員に立ち入りや検査をさせること。	法第6条1項
⑤営業許可取消、営業停止命令	構造設備が基準に適合しなくなったときや法違反があった際、営業者に対して許可取消や営業停止命令を行うこと。	法第7条第1項
⑥構造設備等変更、営業停廃止届出受理	営業者から構造設備等の変更、営業停止・廃止の際の届出を受理すること。	規則第4条

◎これまでの移譲済み市町村の実施年度及び担当課名

年度	市町村	担当課（電話番号）
17	能代市	環境衛生課(0185-89-2174)
19	大館市	健康課(0186-42-9055)
〃	大仙市	環境交通安全課(0187-63-1111内229)
20	北秋田市	生活課(0186-62-1110)
〃	羽後町	生活環境課(0183-62-2111内131)
22	東成瀬村	民生課(0182-47-3403)
23	美郷町	住民生活課(0187-84-4903)
〃	八峰町	総務課(0185-76-4601)
24	仙北市	市民生活課(0187-43-3308)
〃	三種町	町民生活課(0185-85-4824)
25	男鹿市	生活環境課(0185-24-9114)
〃	潟上市	市民課(018-853-5370)
27	藤里町	生活環境課(0185-79-2115)

(参考)

○公衆浴場法の関係条文

移譲対象事務

①関係

第2条 業として公衆浴場を経営しようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。

2 都道府県知事は、公衆浴場の設置の場所若しくはその構造設備が、公衆衛生上不適当であると認めるとき又はその設置の場所が配置の適正を欠くと認めるときは、前項の許可を与えないことができる。但し、この場合においては、都道府県知事は、理由を附した書面をもつて、その旨を通知しなければならない。

3 前項の設置の場所の配置の基準については、都道府県が条例で、これを定める。

4 都道府県知事は、第2項の規定の趣旨にかんがみて必要があると認めるときは、第1項の許可に必要な条件を附することができる。

②関係

第2条の2 浴場業を営む者（以下「営業者」という。）について相続、合併又は分割（当該浴場業を承継させるものに限る。）があつたときは、相続人（相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により当該浴場業を承継すべき相続人を選定したときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併により設置した法人又は分割により当該浴場業を承継した法人は、営業者の地位を承継する。

2 前項の規定により営業者の地位を承継した者は、遅滞なく、その事実を証する書面を添えて、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

③関係

第4条 営業者は伝染性の疾病にかかっている者と認められる者に対しては、その入浴を拒まなければならない。但し、省令の定めるところにより、療養のために利用される公衆浴場で、都道府県知事の許可を受けたものについては、この限りでない。

施行規則5条 次に掲げる場合は、法第4条 ただし書の規定により都道府県知事の許可を受けて、同条に規定する患者（以下「患者」という。）を入浴させることができる。

1 温泉を使用する公衆浴場で、その温泉が法第四条 に規定する伝染性の疾病に対して療養効果があると認められ、かつ、患者用の入浴施設が別に設けられている場合

2 潮湯又は薬湯を使用する公衆浴場で、患者用の入浴施設が別に設けられている場合

④関係

第6条 都道府県知事は、必要があると認めるときは、営業者その他の関係者から必要な報告を求め、又は当該職員に公衆浴場に立ち入り、第2条第4項の規定により付した条件の遵守若しくは第3条第1項の規定による措置の実施の状況を検査させることができる。

第3条 営業者は、公衆浴場について、換気、採光、照明、保温及び清潔その他入浴者の衛生及び風紀に必要な措置を講じなければならない。

2 前項の措置の基準については、都道府県が条例で、これを定める。

⑤関係

第7条 都道府県知事は、営業者が、第2条第4項の規定により附した条件又は第3条第1項の規定に違反したときは、第2条第1項の許可を取り消し、又は期間を定めて営業の停止を命ずることができる。

2 前項の規定による許可の取消しに係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

第3条 営業者は、公衆浴場について、換気、採光、照明、保温及び清潔その他入浴者の衛生及び風紀に必要な措置を講じなければならない。

2 前項の措置の基準については、都道府県が条例で、これを定める。

⑥関係

規則4条 浴場業を営む者は、第1条の申請書若しくは前3条の届書に記載した事項を変更したとき又は営業の全部若しくは一部を停止し若しくは廃止したときは、10日以内にその公衆浴場所在地を管轄する都道府県知事に、その旨を届け出なければならない。

規則第1条 公衆浴場法 第2条第1項 の規定により許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、その公衆浴場所在地を管轄する都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長。以下同じ。）に提出しなければならない。

- 1 申請者の住所、氏名及び生年月日（法人にあつては、その名称、事務所所在地、代表者の氏名及び定款又は寄附行為の写し）
- 2 公衆浴場の名称及び所在地
- 3 公衆浴場の種類（温泉の含有物質又は医薬品等を原料とした薬湯を使用する公衆浴場にあつては、その物質又は医薬品等の名称、成分、用法、用量及び効能を付記すること。）
- 4 営業施設の構造設備
- 5 その他都道府県知事が定める事項